入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成21年10月28日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　後藤　　博
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
1　購入等件名及び数量　地図情報システムの図面ＸＭＬ形式ファイルの地積測量図による自動記入機能等追加開発　一式
2　掲載日　平成21年８月24日（号外政府調達第155号３、４ページ）
3　訂正内容
3　入札書の提出場所等⑷入札書の受領期限「平成21年10月14日17時00分まで」を「平成21年11月９日17時00分まで」に、⑸開札の日時及び場所「平成21年10月15日14時00分」を「平成21年11月10日16時00分」に訂正します。

入札公告の変更

平成21年10月28日
分任支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部副本部長
（通信誘導担当）山本　直男
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成21年10月５日（号外政府調達第182号）
2　変更内容
５ページ４段目、入札公告第31号１⑵中⑯の「44台」を「33台」に、⑱の「70台」を「74台」に、⑲の「36台」を「32台」に、６⑶中⑯の「44Each」を「33Each」に、⑱の「70Each」を「74Each」に、⑲の「36Each」を「32Each」に変更します。

入札公告の取消

平成21年10月28日
分任支出負担行為担当官
防衛省装備施設本部副本部長
（通信誘導担当）山本　直男
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
平成21年９月25日（号外政府調達第176号６ページ）、入札公告第29号１⑵中、「⑦　発電機，交直両用，2.8kW　38個」、「⑧　発電機，交直両用，ポータブル２型　72個」及び「⑮　航空電源車　10両」の入札公告を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年10月28日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　前川　秀和
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道49号揚川改良　新津川トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　新潟県東蒲原郡阿賀町津川地先
⑷　工事内容　トンネル本体工（ＮＡＴＭ）約Ｌ＝98m及び函渠工　一式
⑸　工期　平成24年２月３日まで
⑹　使用する主要な資機材
セメント　約320ｔ（吹付けコンクリート）生コンクリート　約1,900㎥（覆工、インバート、坑門）鉄筋　約110ｔ（覆工、インバート、坑門）鋼製支保工　約110ｔ　ロックボルト（Ｌ＝4.0m）約740本
⑺　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式に係る提案範囲は対象としない。
３）本工事においては、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札の承諾に関しては、北陸地方整備局総務部契約課に承諾願を提出すること。
４）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21年度・22年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　北陸地方整備局（港湾空港関係除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。
上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。
⑸　平成７年度以降に元請けとして完成した、国、公団（旧道路関係４公団含む。）、都道府県、政令指定都市、市町村及び公益企業発注のトンネル工事で、下記１）から５）までの要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が下記の施工実績を有すること。ただし、当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
１）ＮＡＴＭ工法によるトンネルであること。
２）内空断面積60㎡以上であること。
３）施工延長100m以上であること。
４）最小土被りが20m以下であること（坑口部を除く）。
５）１）から４）は同一工事であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者または、監理技術者を本工事に配置できること（詳細は入札説明書による。）。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成７年４月１日以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していればよい。
ただし、当該経験が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。